

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料

薬価制度の抜本改革について（意見）

平成29年5月17日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

薬価制度と市場環境の急激な変化に対応する医薬品卸の現状

① 国民皆保険制度下の医薬品卸の役割

- ・ 市場実勢価格を薬価基準に適切に反映させることを目的とした薬価調査について、2年に一度の実施を前提に医療機関等への納入価格を全て提供して協力している。
- ・ 全ての医療機関・保険薬局(約23万軒)に対して、医療用医薬品を安全かつ安定的に供給しつつ、医療保険制度の根幹に関わる薬価調査の信頼性確保の観点から、人的資源を最大限に投入して早期妥結を念頭においた価格交渉を精力的に行っている。

② 医療用医薬品市場の急激な変化

- ・ 昨年の高額な薬剤の薬価を引き下げる緊急的対応に加え、後発医薬品の市場拡大に伴って、取扱品目数が急激に拡大している。このような状況の中で、昨年度の医療用医薬品市場はマイナス成長となっており、主要卸の決算についても減収減益となるなど、医薬品卸の役割を果たすための一定の利益の安定的な確保が難しくなっている。

【平成29年3月期主要卸5社決算(卸事業) : 売上高対前年比 ▲3.4% 営業利益対前年比 ▲39.0%】

- ・ 医療用医薬品の流通は、平時の安定供給に加え、災害時やパンデミック時にも安定した流通を可能とする備蓄・配送体制により成り立っている。将来にわたり安定的な医薬品供給を行っていくため、医薬品卸は市場の急激な変化に対応するとともに、災害時等の対応強化や流通改善の推進にも積極的に取り組んでいかなければならない。

薬価制度の抜本改革の検討に当たっては、このような医薬品卸の現状を勘案して慎重に検討していただきたい

薬価制度の抜本改革について

- 基本方針は、4大臣（経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び官房長官）の合意により決定された。（平成28年12月20日）

【薬価制度の抜本改革】

- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。
- そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その中間年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目（注）について薬価改定を行う。（Ⅰ）

（注）具体的内容について、来年中に結論を得る。

- また、薬価調査に関し、調査結果の正確性や調査手法について検証し、それらを踏まえて薬価調査自体の見直しを検討し、来年中に結論を得る。（Ⅱ）

【改革とあわせた今後の取組み】

- 薬価制度の改革により影響を受ける関係者の経営実態についても機動的に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応を検討し、結論を得る。
- 安定的な医薬品流通が確保されるよう、経営実態に配慮しつつ、流通の効率化を進めるとともに、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対処を進める。
- 特に、適切な価格形成を促進するため、単品単価契約の推進と早期妥結の促進について効果的な施策を検討し、結論を得る。（Ⅲ）

中間年の調査を含む薬価制度の抜本改革を進めるに当たっては、**安定的な医薬品流通の確保や流通改善のための効果的な施策が前提である**と考えている。

I 中間年の調査について

価格乖離の大きな品目のみを改定するための調査

- ① 基本方針では、「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」と明記されており、その趣旨を踏まえて、**価格乖離の大きな品目を改定するための調査**とし、**薬価改定の範囲は極力限定すべき**。
- ② 中間年の調査において、**特定の卸業者のみを対象としてあらかじめ公表した場合**には、取引先を調査対象外の卸業者へ変更されるなど**流通に歪みを生じかねない**。
- ③ また、卸連加盟の卸業者のみを調査対象とした場合には、価格を把握できない品目が出てくることなどから、**品目の漏れがないような調査とすべき**。
- ④ 中間年の調査に当たっては、**卸業者の負担の少ない調査とすべき**。



中間年の調査は、あくまで「**価格乖離の大きな品目**」について改定するための調査とし、**薬価改定の範囲は極力限定**していただきたい。

Ⅱ 薬価本調査の検証・見直しについて

薬価調査結果の正確性の検証

① 薬価調査の報告データの取扱い

薬価調査は関係者の任意の協力により行われている。また、2年に一度の薬価本調査において、卸各社は医療機関・保険薬局への納入価格を全て提供しており、その情報は会社にとって経営・営業上の秘密情報に属するものである。

② 薬価調査結果の公表事項の拡大

- ・ 薬価調査結果として公表される平均乖離率等は、価格交渉の指標とされ利益のみを追求した交渉に活用されるなど価格交渉に悪影響を及ぼしている。
- ・ 薬価調査結果の公表は、調査結果の正確性には直接関係していない。



薬価調査結果の公表事項の拡大は、薬価調査結果の正確性の検証とは直接関係なく、価格交渉に重大な悪影響を及ぼしかねないため、反対である。

Ⅲ 改革とあわせた流通改善への取組みについて

早期妥結の促進策を踏まえた単品単価契約の推進

- ① 薬価調査によって市場実勢価格を把握するためには、単品単価契約を一層推進し、医薬品ごとの価値に見合った価格が決定されることが重要である。
- ② 未妥結減算制度により、妥結率が向上し遡及値引きが解消するなど、一定の効果があつたが、減算対象となる妥結水準(50%以下)を見据えて、特定の卸や特定の品目または特定の期間のみ妥結するといった流通改善に逆行する部分妥結が見られる。
- ③ 未妥結減算制度により、9月までの短期間の交渉で納入価格を妥結せざるを得ないため、単品単価契約が行いづらく、4月から9月までの半期での契約で10月以降の納入価格について改めて交渉が行われるケースが増えている。



薬価調査の信頼性確保の観点から、単品単価契約が推進されるような施策や9月までに妥結した価格が年度後半の価格交渉で大きく変動しないような仕組みを検討していただきたい。